

災害弔慰金の審査状況に関するアンケート
報告書

2013年9月
日本弁護士連合会

アンケート実施の経緯と分析作業について

当連合会では、2013年2月18日付で岩手県、宮城県、福島県及び同3県内の130市町村に対し、「災害弔慰金の審査状況に関するアンケート」を実施し、合計101件（自治体）の回答を得た。本報告書は、これらの回答を当連合会において集計・分析したものである。およそ8割近い自治体から回答が寄せられており、分析結果が示す傾向には、一定の妥当性があるものと考える。

本報告書では、被災地域による傾向の差異・特徴という観点からの分析を行っているため、各設問について、主に岩手県内自治体、宮城県内自治体、福島県内自治体の被災3県別に分類しているが、さらに地域による傾向を明確にするため、「岩手県に審査を委託している自治体」、「双葉地方町村会に委託している自治体」のように個別に抽出して分析した箇所もある。

ところで、回答の一部記載に誤記等が含まれていると思われるものがあったため、それらについては、必要な範囲で当該自治体に内容の確認を行っている。

特に、問6の各審査会の審査状況（申請件数、認定件数、継続件数、非該当件数）に関し、いくつかの自治体の回答において、各会における審査件数と、各審査結果の合計数が一致しないもの、ある会議での継続案件の数が以降の会議での審査件数に含まれていないなど、回答内容に矛盾が生じていると思われるものもあった。これらについては、当該自治体に問い合わせるなどし、必要に応じて、当連合会の集計方針に沿って修正を行った（認定件数及び非該当件数についての修正はなく、各自治体の回答結果が反映されている。）。

なお、審査会の開催状況等については、2013年2月までに開催した分を分析対象とした。回答日により、同年3月以降の会議についての記載がある自治体があったが、今回の分析からは除外している。

本報告書での表記について、各県庁による回答を指す場合は「岩手県」、「宮城県」、「福島県」とし、各県内の自治体全てを指す場合は「岩手」、「宮城」、「福島」と表記した。

なお、各表内の数値については、特段の記載がない限り、回答があった自治体の数を示している。

比率を示す場合は適宜、小数第1位を四捨五入している。

災害弔慰金について

災害弔慰金とは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町村が、自然災害により死亡した者の遺族に対し支給するものであり、世帯主が死亡した場合は500万円、それ以外が死亡した場合は250万円が遺族に対し支払われるものである。

支給に要する費用については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされている。

市町村は条例を定めて支給を行うところ、条例により、独自に支給対象者・支給金額を拡充することもできる。

災害弔慰金等の支給に当たって、自然災害による死亡か否かの判定が困難な場合には、有識者による審査会を設置し、その審査会による審査を経て、支給の判定を行っている。

審査会の設置については、独自に条例を定めて設置している自治体もあれば、地方自治法（第252条の14項第1項）に基づいて都道府県に審査会の設置及び運営を委託している自治体もある。

なお、上記法律では、災害弔慰金の他に災害障害見舞金、災害援護資金の支給についても規定されているが、本アンケートでは調査の対象外とした。

【回答を得た自治体】

（岩手県内自治体）

岩手県，盛岡市，大船渡市，花巻市，北上市，久慈市，遠野市，陸前高田市，釜石市，八幡平市，奥州市，雫石町，葛巻町，滝沢村，紫波町，矢巾町，金ヶ崎町，平泉町，住田町，大槌町，山田町，岩泉町，田野畠村，普代村，軽米町，野田村，洋野町，一戸町
（計28自治体）

（宮城県内自治体）

宮城県，仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，角田市，多賀城市，岩沼市，栗原市，東松島市，大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，美里町，女川町
（計30自治体）

（福島県内自治体）

福島県，福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，須賀川市，喜多方市，相馬市，田村市，南相馬市，伊達市，桑折町，国見町，川俣町，大玉村，鏡石町，天栄村，下郷町，檜枝岐村，只見町，南会津町，猪苗代町，会津坂下町，湯川村，金山町，会津美里町，西郷村，中島村，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，浅川町，三春町，広野町，楢葉町，富岡町，川内村，大熊町，浪江町，葛尾村，新地町
（計43自治体）

総計101自治体

	送付数	回答数	回答率
岩手	34	28	82%
宮城	36	30	83%
福島	60	43	72%
3県	130	101	78%
各県庁を含む。			

【解説】

《審査会の設置状況について》(問1関連, 図A-1～図A-5)

宮城県内では4割以上の自治体で審査会が設置されている一方, 岩手県内では, 自治体独自の設置は1割程度に留まり, かつ岩手県に審査業務を委託している自治体が6割近くにのぼり, 県への依存傾向が顕著であった。

厚生労働省は, 2011年6月17日付け書面「災害弔慰金等の支給に係る審査会等の設置について」(社援総発0617第1号)を, 各都道府県災害弔慰金等担当主管部(局)長宛てに発出している。その中で, 地方自治法に基づき, 市町村が, 都道府県との協議により規約を定め, 都道府県に審査会の設置及び運営を委託することが可能であるとし, その旨, 市町村に対し周知すること, 市町村の負担を軽減する観点から, 特段の配慮をすることを依頼している。

また, 福島県では審査会が設置されておらず, 福島県内の自治体でも7割近くが2013年2月現在で審査会を設けていない。

《審査会の構成(委員の人数)}(問1, 図B-1～図B-3)

岩手, 宮城とともに, 5人で構成する自治体が最も多く, 3県全体の7割近くを占めている。これは, 岩手県(5人)及び宮城県(5人)へ審査を委託している自治体が多数あることが影響している。最多は8人で, 最少は3人であった。

他方, 福島県内では, 7人で審査会を構成する場合が8自治体あった。これは, 回答のあった双葉郡内の7町村(広野町, 楢葉町, 富岡町, 川内村, 大熊町, 浪江町, 葛尾村)においては, 双葉地方町村会に審査事務を委託し, 同会の審査会(7人の委員で構成)が一括して審査を行っているためである。

《審査会の構成(委員の性別)}(問1-2, 図C-1～図C-3)

岩手県内では, 【男性3人, 女性2人】という構成が最も多いが, これは, 多くの自治体が委託している岩手県の構成を反映していると思われる。

宮城県内では, 【男性5人, 女性0人】という構成が最も多く, 同県内での女性の委員数は, 本アンケートの集計では0人であった。

福島県内では, 【男性7人, 女性0人】という構成が最も多いが, これは, 双葉郡内の7町村が委託する双葉地方町村会の構成を反映している。

審査会の委員に女性が含まれている自治体は, 被災3県49自治体のうち20自治体であるが, そのうち17件は岩手県に審査事務を委託している自治体であることから, 実質的には岩手県と福島県内3自治体においてのみ審査会の構成委員に女性を含んでいるにすぎない。委託による重複分を差し引くとその

比率は8%程度になる。

《審査会の構成（委員の職種）》（問2、図D-1～図D-5）

審査会には、どのような立場（職業）の委員が含まれているかを調査したところ、本設問に回答した全自治体において【医師】を委員に加えており、かつそのうち34自治体においては、複数名を委員に選任していた。

【医師】の次に委員選任の割合が高かったのは【弁護士】であり、宮城県内の2自治体を除く36自治体が選任していた。そのうち3割弱の自治体で複数人が選任されている。

【学識経験者】は22自治体、【自治体関係者】は17自治体において選任されている。

この他、社会福祉協議会の役員等、福祉団体代表者を選任している自治体が8あり、特に岩手県での選任が目立った。

また、ソーシャルワーカー、消防署長、民生委員、保護司等を委員に加えている自治体もあった。

審査会委員の人数ベースで比較すると、被災3県全体では、全委員のうち【医師】が4割強、【弁護士】が2割、【学識経験者】・【自治体関係者】・【その他】の合計が4割程度という比率となっている。

宮城県については、【学識経験者】の選任率が他の2県に比べて低く、その分【自治体関係者】が審査会に加わっているような状況である。

《審査会が設置された日》（問3、図E-1、図E-2）

審査会は、最速で震災発生から2か月後（2011年5月）に設置されており、8か月後の同年11月までに設置した自治体が全体の78%に上る。

宮城県内では、平成24年度以降に新たな審査会の設置はなかった。

《審査会の開催状況》（問4、図F-1、図F-2）

審査会の開催回数については、10回以内の自治体が7割近くを占めている。

一方で、岩手県内では開催数20回が3自治体、福島県内では開催数28回以上が6自治体あったが、それぞれ、岩手県への委託、双葉地方町村会への委託を行っている自治体分であった。

このことから、岩手及び福島県内において、特定の自治体に審査事務を集約することにより、開催回数・頻度が比較的高くなる傾向が見られることがわかった。

一方、宮城県内では、県に委託した場合の開催回数は、概ね6回ないし7回であり、他の県内自治体との間で顕著な差は見られなかった（なお、県に審査

を委託した場合，当該自治体からの申請がなければ，県の審査会は，他の自治体からの申請案件についての審査を行うことになる。もし県の審査会の開催が合計20回であり，当該自治体の住民からの申請を3回の審査会で県が審査した場合，本集計では，当該自治体での審査会開催回数は3回と見なしている。）

《審査会の平均時間》（問5，図G-1～図G-7）

【審査会の1回当たりの開催時間】については，個別の開催時間について各自治体が詳細に把握していない可能性があり，本設問に対する回答欄も，「概ね（時間 分）」といった記載形式としている。そのため，後述の【平均開催時間】及び【1件当たりの平均審査時間】の分析結果については，実態と少なからず乖離した結果になっている可能性も否定できないことに留意する必要がある（詳細な留意項目は，各図の下部に記載している。）

【審査会の1回当たりの開催時間】は，約60～120分の間で答えた自治体が半数を占めた。中には，約15分や約180分といった回答もあった。

県別の【平均開催時間】では大きな差はなかった。

【1件当たりの平均審査時間】については，3県平均で7.2分となり，宮城県（8.2分）が長く，岩手県（5.9分）が短かった。双葉地方町村会による審査を個別に集計したところ，福島県内全自治体の【平均審査時間】と差はほとんど見られなかった（ただし，前述のとおり，実態との誤差が大きい可能性がある。）

《審査会の審査状況》（問6，図H-1～図H-15）

本アンケートでは，各審査会の「申請件数」，「認定件数」，「継続件数」，「非該当件数」を聞き取っており，本項目では，県別の審査結果の傾向及び審査時期による審査結果の推移を追っていく。

本設問については，いくつかの自治体の回答において，各会における審査件数と，各審査結果の合計数が一致しないもの，前回までの継続案件の数が以降の会議での審査件数に含まれていないなど，回答内容に矛盾が生じていると思われるものもあった。これらについては，当該自治体に問い合わせるなどし，必要に応じて，当連合会の集計方針に沿って修正を行った。

まず，県別に審査結果を比較すると，岩手県内自治体における「認定件数」（39%）が他の2県（宮城66%，福島75%）に比べて明らかに少なく，一方，「継続件数」が35%と突出して高い比率であった。「非該当件数」は岩手及び宮城の20%台に比べ，福島は12%と低かった。（図H-1，図H-2）

継続件数は，次回以降の審査会で再度審査され，「認定件数」又は「非該当件

数」に計上されることになる（更に継続審議とされる可能性もある。）ことを踏まえ、「認定件数」及び「非該当件数」のみを取り出して、その比率を算出した。（図H-3, 図H-4）

岩手は「認定件数」60%、「非該当件数」40%，宮城は「認定件数」76%，「非該当件数」24%，福島は「認定件数」86%，「非該当件数」14%となっており、岩手県内自治体における認定件数の低さが際立っている。

なお、岩手県内自治体のうち、岩手県へ審査事務を委託している自治体のみを取り出して集計したところ、「認定件数」59%、「非該当件数」41%と、岩手県内自治体の全体の傾向と差はない。また、岩手県内では、55%以上の自治体が県に審査を委託している状況（図A-2）を踏まえれば、集計結果には岩手県における審査結果が大きく影響していると考えられる。

ところで、福島県内自治体のうち、双葉地方町村会に審査事務を委託している6町村を取り出して集計したところ、「認定件数」97%、「非該当件数」3%と極めて高い認定率であった。

開催月別の審査状況については、概して、開催（審査）時期が遅くなるにつれて、「認定件数」の割合は低くなり、「継続件数」及び「非該当件数」の割合が程度の差はあるものの上昇している。（図H-5）

各県の傾向について、岩手では「継続件数」の割合の高まりが著しい。（図H-6）

宮城では、「継続件数」の割合に変動は少なく、他方「非該当件数」の割合の伸びが顕著である。（図H-8）

福島では、他の2県に比べて、「認定件数」の割合の下降が緩やかであり、「継続件数」及び「非該当件数」のいずれの割合も「認定件数」のそれを上回ることはない。開催（審査）時期による影響が比較的少ないと言える。（図H-9）

ところで、双葉地方町村会に審査事務を委託している6町村（本設問回答自治体のみ）を取り出して分析したところ、「認定件数」が開催（審査）時期によらず80～90%を推移することがわかり（図H-10），他方、同6町村以外の福島県内自治体について分析したところ、前述のとおりの一般的な傾向が見られた。（図H-10, 図H-11）

したがって、福島全県における審査状況の特徴は、双葉地方町村会の審査状況による影響が大きく関わっていると言える。

また、審査会の開催回数による審査状況の推移について、概ね15回目までは、回を重ねるにつれて「認定件数」の割合が下がり、「継続件数」のそれが上昇しているが、15回目から17回目を境に「認定件数」の割合が急上昇して

いる。これは、開催回数が比較的多かった双葉地方町村会の結果が反映されている（宮城県内で開催数が多いのは、仙台市（16回）、石巻市（18回）であり、それ以外の自治体は最大9回となっている。）（図H-12）

《再申請件数（問7、図I）

再申請件数は、被災3県平均で6%程度であった。岩手（2%）が比較的件数が少なく、福島（8%）が多かった。

《異議申立件数》（問8、図J）

異議申立件数については、被災3県平均で9%程度であった。

《死亡時期》（問9、図K-1～図K-3）

本アンケートでは、認定された全件数につき、死亡した時期別の統計があれば資料を添付するよう求めたところ、8自治体から回答があった。

死亡から「1週間以上1か月以内」の件数が最も多く（140件）、震災発生から3か月以内に死亡した場合が84%以上、また、半年以内に死亡した場合が認定件数の94%を占めた。

したがって、件数ベースで言えば、死亡時期が遅くなるにつれて、認定件数は減っていく。

ただし、これらは、認定事案における死亡時期の内訳であり、死亡時期別の全申請件数（及び非該当件数）が把握できていないため、死亡時期と認定比率との相関関係について、現段階で結論づけることはできない。

しかしながら、問6（図H-5など）の審査状況の結果から、開催時期が遅くなるにつれて認定件数の割合が低下していることを考慮すると、死亡時期と認定比率の関連性を疑うことができる。

《各委員の意見が分かれた場合の審査方法》（問10、図L-1、L-2）

審査会において、認定の可否に関する各委員の意見が分かれた場合の対応を調査したところ、被災3県全体では、多数決を採用する自治体が3割程度、全会一致（意見が一致するまで検討するというものを含む。）が4割程度であった。

そのほか、委員長や医師の意見を優先する自治体もあったが、弁護士、学識経験者及び自治体関係者の意見を優先するという回答はなかった。

《不服申立方法の周知》（問11、図M）

不服申立方法の周知については、被災3県とともに、書面での周知が最も多く、一部自治体においては、家庭訪問などの際に口頭で伝えているようであった。

第1 災害弔慰金等の支給に係る審査会等（以下「審査会」といいます。）の構成について教えて下さい。

審査会の有無

県 【図A-1】

	岩手県	宮城県	福島県
審査会	あり	あり	なし

市町村 【図A-2】

	あり	なし		回答数 (県庁を除く)
		県に委託	対応なし	
岩手県内 自治体	3	17	9	29
	10%	59%	31%	
宮城県内 自治体	12	8	9(1)	29
	41%	28%	31%	
福島県内 自治体	13(2)	0	29(3)	42
	31%	0%	69%	
3県	28	25	47	100
	28%	25%	47%	

(1)…「審査会開催の実績なし。ただし案件がある場合は県に委託予定(川崎町, 1件)」を含む。

(2)…広野町, 楢葉町, 富岡町, 川内村, 大熊町, 浪江町, 葛尾村の7町村は, 双葉地方町村会において一括して審査事務を行っている(個別に集計を行った。)。

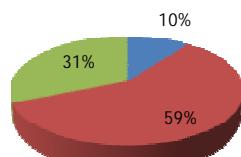
(3)…「条例に基づき市長が認定した(伊達市, 1件), 審査会を開催せず, 医師意見書により認定した(大玉村, 石川町, 各1件ずつ)」を含む。

岩手県に審査事務を委託している自治体については, アンケート回答がなったものの, 県の回答により把握できた2市(宮古市, 一関市を含む)。

【図A-3】

岩手県内自治体

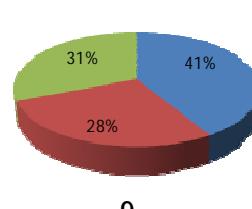
■審査会あり ■県に委託 ■対応なし



【図A-4】

宮城県内自治体

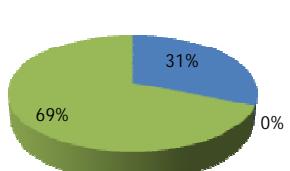
■審査会あり ■県に委託 ■対応なし



【図A-5】

福島県内自治体

■審査会あり ■県に委託 ■対応なし



問1 審査会の人数

県 【図B-1】

	岩手県	宮城県	福島県
審査会	5	5	

市町村 【図B-2】

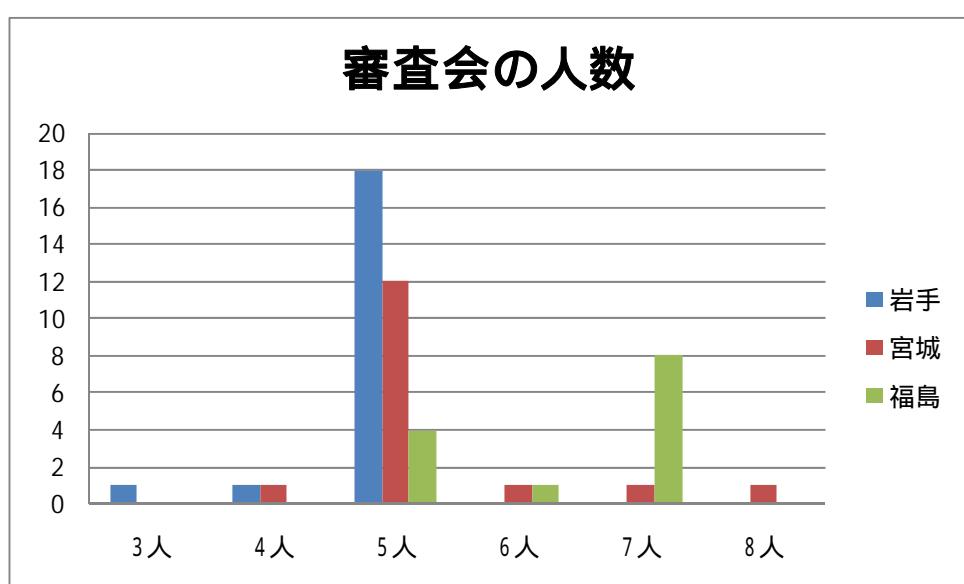
	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	合計	割合
3人	1			1	2%
4人	1	1		2	4%
5人	18(1)	12(2)	4	34	69%
6人		1	1	2	4%
7人		1	8(3)	9	18%
8人		1		1	2%
合計	20	16	13	49	100%

(1)...岩手県への委託分の17自治体を含む(県回答をもとに未回答自治体分も集計)。

(2)...宮城県への委託分の8自治体を含む。

(3)...双葉地方町村会において一括して審査事務を行っている広野町, 楢葉町, 富岡町, 川内村, 大熊町, 浪江町, 葛尾村の7町村の分を含む。

【図B-3】



問1-2 審査会の人数（委員の性別）

県 【図C-1】

	岩手県	宮城県	福島県
構成	男性3,女性2	非公表	

市町村 【図C-2】

		岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	合計
3人	男性3,女性0	1			1
4人	男性4,女性0	1	1		2
5人	男性5,女性0	1	12(1)	2	15
	男性4,女性1			1	1
	男性3,女性2	17(2)		1	18
6人	男性6,女性0		1	1	2
7人	男性7,女性0		1	7(3)	8
	男性5,女性2			1	1
8人	男性8,女性0		1		1
	計	20	16	13	49

- (1)...宮城県への委託分の8自治体を含む。
- (2)...岩手県委託分の17自治体(県回答をもとに未回答自治体分も集計)。
- (3)...双葉地方町村会において一括して審査事務を行っている広野町, 楢葉町, 富岡町, 川内村, 大熊町, 浪江町, 葛尾村の7町村の分を含む。

性別による分類（市町村） 【図C-3】

	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体
男性のみ	3 15%	16 100%	10(1) 77%
男性・女性	17(2) 85%	0 0%	3 23%
計	20	16	13

- (1)...双葉地方町村会において一括して審査事務を行っている広野町, 楢葉町, 富岡町, 川内村, 大熊町, 浪江町, 葛尾村の7町村の分を含む。
- (2)...県回答をもとに未回答自治体分も集計)。

問2 審査会の構成（委員の職種）

【図D-1】

構成人数	県	医師		医療 関係者		弁護士		学識 経験者		自治体 関係者		その他			
		単	複	単	複	単	複	単	複	単	複	社会福祉士	福祉団体 代表会等	(左以外)	
3人	岩手	1				1				1					
	宮城														
	福島														
4人	岩手	1				1		1							
	宮城	1				1		1		1					
	福島														
5人	岩手	8				8		7	1	1			5		1
	宮城	12				8	2	2		7	2		3	1	1
	福島	2	2	1		2	2	1	1	1		1			1
6人	岩手														
	宮城	1				1				1					
	福島	1				1		1			1				
7人	岩手														
	宮城	1				1		1			1				
	福島	7		1	1	6	1	5							2
8人	岩手														
	宮城	1				1				1					
	福島														
計		4	34	1	1	26	10	15	7	13	4	1	0	8	0
		38	2	36	22			17		1		8		5	6

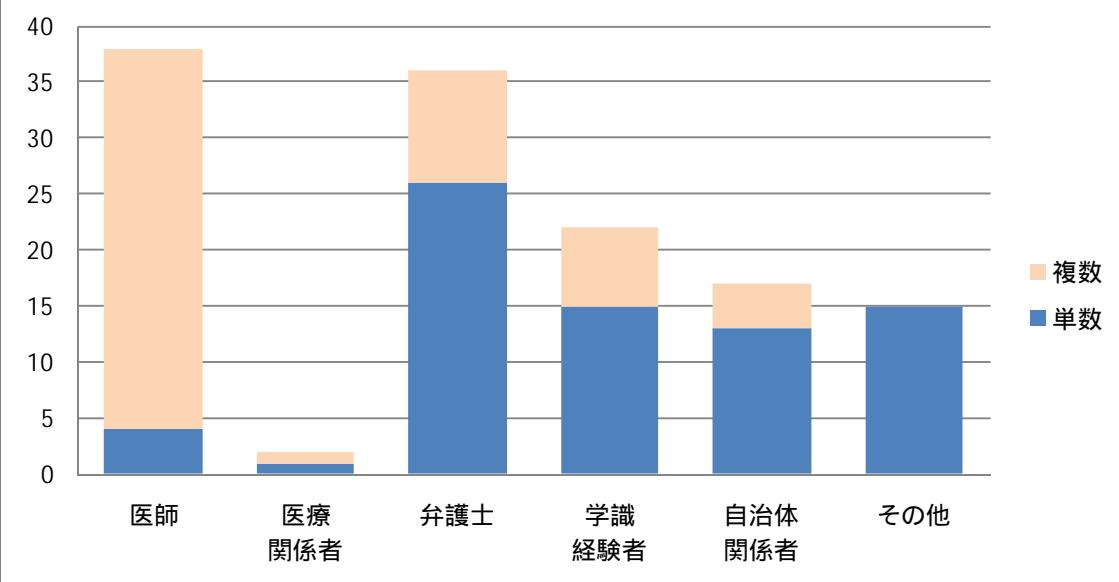
審査会に上記分類の職業の委員が含まれている自治体の数を示している。

「単」は審査委員に1人、「複」は審査委員に2人以上が選任されている場合。

県に審査事務を委託している自治体が複数あるため、実際の審査員の人数とは一致しない。

【図D-2】

審査会の構成（3県・委員の職種別）



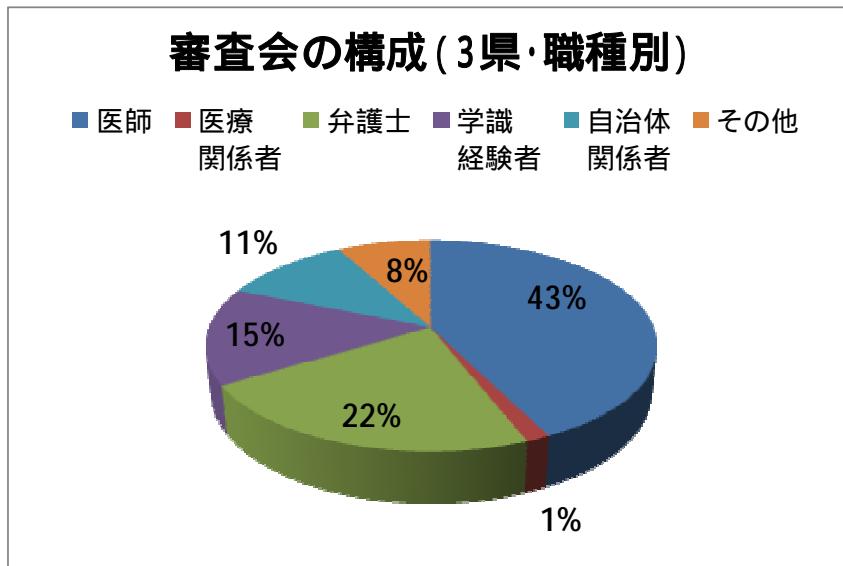
【図D - 3】

	医師	医療 関係者	弁護士	学識 経験者	自治体 関係者	その他	合計
岩手県内 自治体	19	0	10	10	2	6	47
	40%	0%	21%	21%	4%	13%	
宮城県内 自治体	38	0	15	4	17	6	80
	48%	0%	19%	5%	21%	8%	
福島県内 自治体	29	3	20	16	3	4	75
	39%	4%	27%	21%	4%	5%	
3県 全体	86	3	45	30	22	16	202
	43%	1%	22%	15%	11%	8%	100%

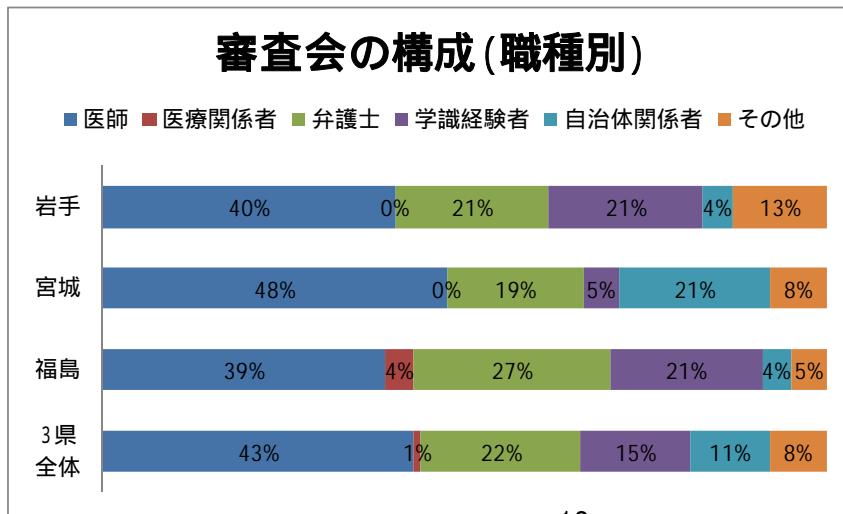
各審査会の構成人数を合計し、各業種別の委員の内訳比率を示したもの。

県に審査事務を委託している自治体が複数あるため、実際の審査員の人数とは一致しない。

【図D - 4】



【図D - 5】



第2 審査会の開催状況・審査状況について教えて下さい。

問3 審査会が設置された日

県 【図E-1】

	岩手県	宮城県	福島県
設置日	平成23年10月21日	平成23年10月25日	

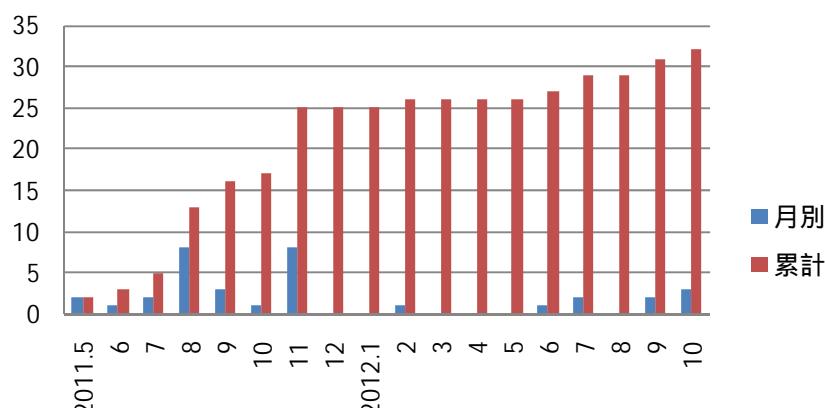
岩手県…市町村からの事務委託規約の施行日(最も早いもの)。

市町村 【図E-2】

	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	月計	割合	
平成23年	5月以降	1	1	2	6%	78%
	6月以降		1	1	3%	
	7月以降		2	2	6%	
	8月以降		2	6	25%	
	9月以降	1	1	3	9%	
	10月以降		1	1	3%	
	11月以降	2	4	8	25%	
	12月以降					
平成24年	1月以降					22%
	2月以降			1	3%	
	3月以降					
	4月以降					
	5月以降					
	6月以降			1	3%	
	7月以降	2		2	6%	
	8月以降					
	9月以降	2		2	6%	
	10月以降			1	3%	
計		8	12	12	32	100%
						100%

【図E-3】

審査会の設置時期



問4 審査会の開催状況

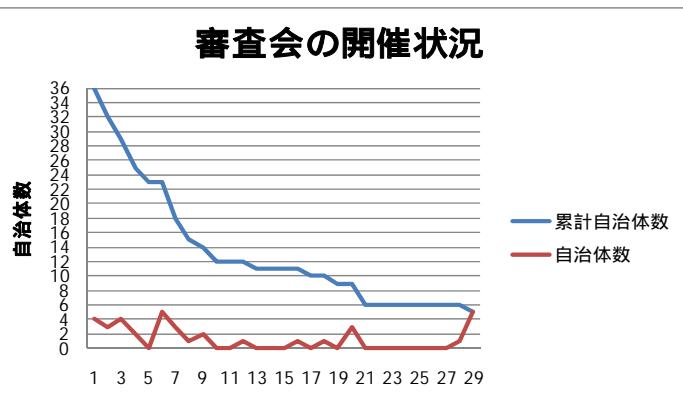
県 【図F-1】

	岩手県	宮城県	福島県
構成	20回	7回	

市町村 【図F-2】

	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	合計	割合	
1回	2	1	1	4	11%	69%
2回		2	1	3	9%	
3回	1	2	1	4	11%	
4回	1	1		2	6%	
6回	1	4		5	14%	
7回		2	1	3	9%	
8回			1	1	3%	
9回		2		2	6%	
12回	1			1	3%	
16回		1		1	3%	
18回		1		1	3%	9%
20回	3			3	9%	
28回			1	1	3%	
29回			5	5	14%	
計	9	16	11	36	103%	103%

【図F-3】



審査会の平均開催回数 【図F-4】

	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	(双葉地方 町村会)	3県平均
平均回数	9.7回	6.9回	17.6回	28.9回	11.0回

問5 審査会1回あたりの平均時間

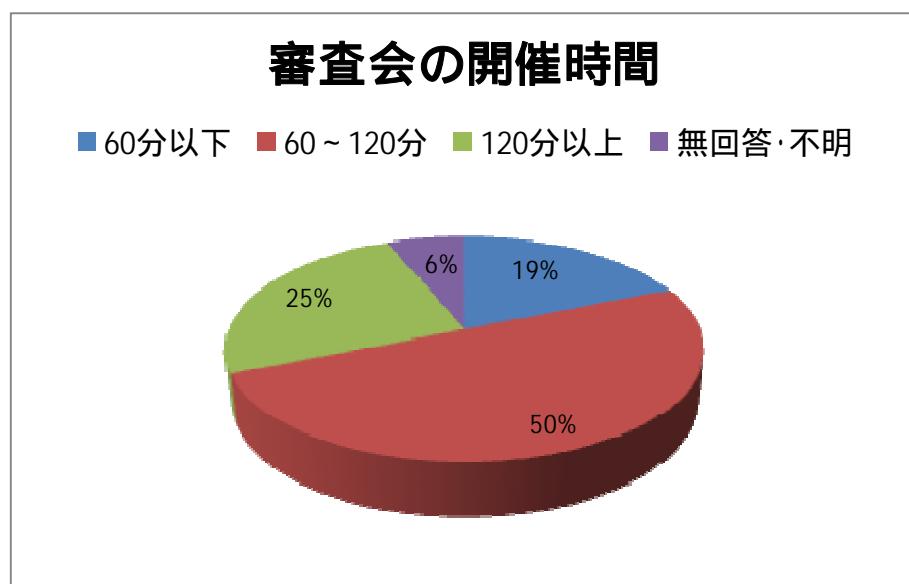
県 【図G-1】

	岩手県	宮城県	福島県
構成	約2～3時間	約80分	

市町村 【図G-2】

	岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	合計	割合	
約15分	1			1	3%	19%
約60分		4	1	5	16%	
約80分		1		1	3%	
約90分	1	1		2	6%	
約100分			1	1	3%	
約110分	1			1	3%	
約120分		3	8	11	34%	
約120～ 180分	4			4	13%	
約150分		2	1	3	9%	
約180分		1		1	3%	
無回答 ・不明	1		1	2	6%	6%
計	8	12	12	32	100%	100%

【図G-3】



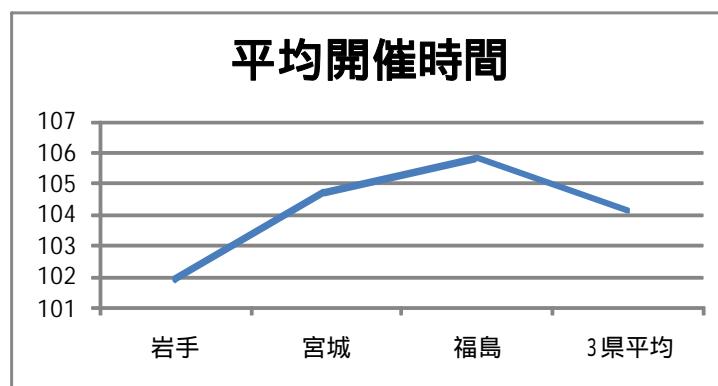
県別の平均開催時間【図G-4】

岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	3県平均
101.9分	104.7分	105.8分	104.1分

各会の開催時間を合計し、開催数の合計で割ったもの。

なお、「120～180分」と回答したものは「150分」として換算した。

【図G-5】



1件当たりの平均審査時間【図G-6】

岩手県内 自治体	宮城県内 自治体	福島県内 自治体	(岩手県 委託分)	(双葉地方 町村会)	3県平均
5.9分	8.2分	7.2分	4.3分(1)	7.1分	7.2分

【開催時間(A) × 開催回数(B) ÷ 申請件数(C)】で算出した。

A…概算回答を求めたため、各審査会のおおよその開催時間の平均値。

B…開催されたが審査が1件もなかった場合は含まない。

C…継続案件等を含むため、実際の申請件数とは一致しない。

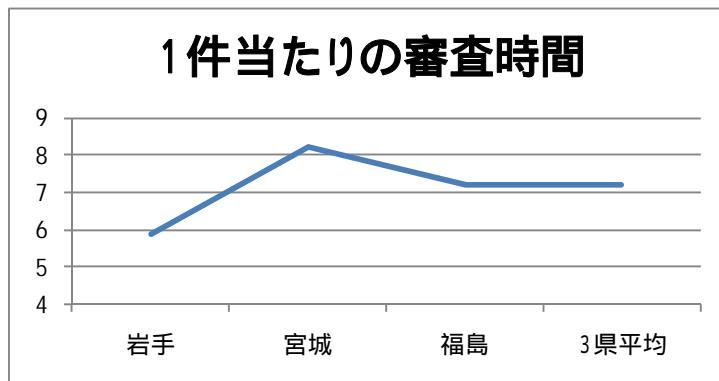
実質的な審査を行わずに継続となったものも含まれる可能性がある。

累計審査件数10件以上、審査会開催数2回以上の自治体に限定して算出。

双葉地方町村会については、1つの会議体として扱い計算を行った。

1…岩手県の回答により算出。アンケート回答がなかった自治体からの委託分も含まれる。

【図G-7】

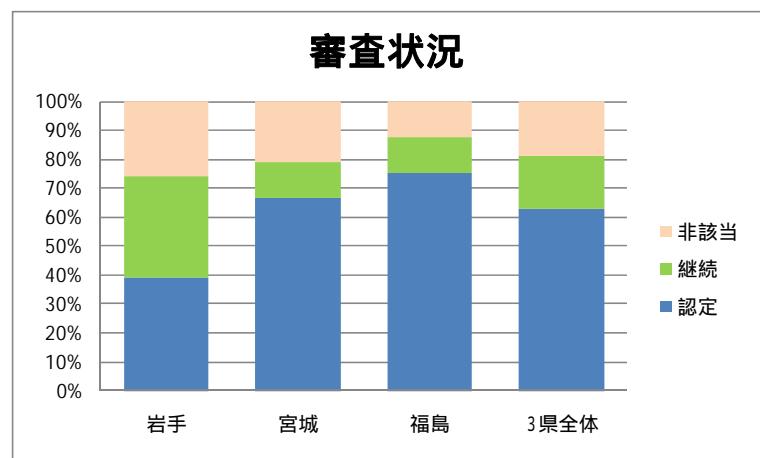


問6 各審査会の審査状況（申請件数，認定件数，継続件数，非該当件数）

県別の審査状況【図H-1】

	認定	継続	非該当
岩手	345	306	229
	39%	35%	26%
宮城	774	146	244
	66%	13%	21%
福島	959	156	159
	75%	12%	12%
3県全体	2078	608	632
	62%	19%	19%

【図H-2】



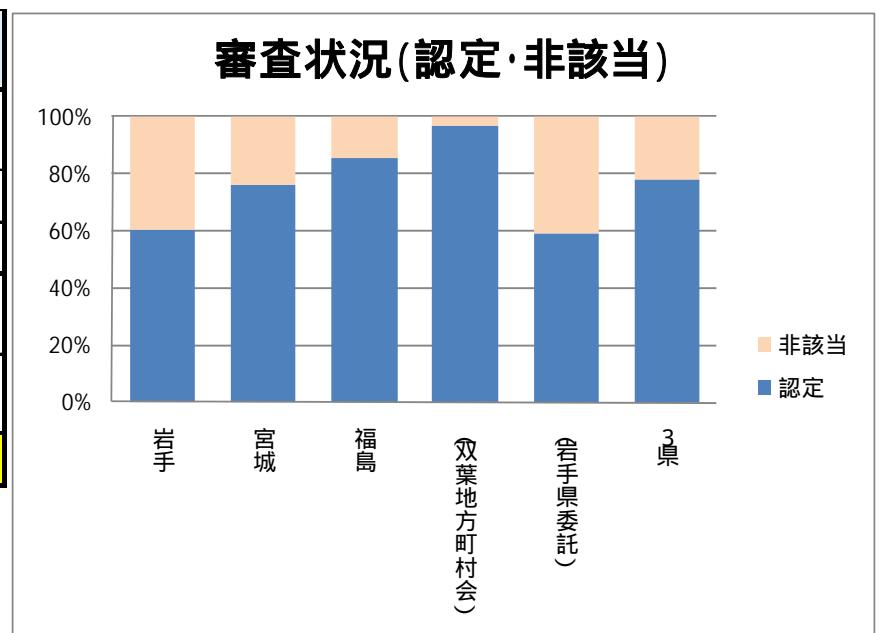
各自治体における審査会の全審査結果を合計し、割合を示したもの。

継続案件など、複数の審査会で審査されたものなどの重複分が含まれているため、実際の申請件数と同じにはならない。

【図H-3】

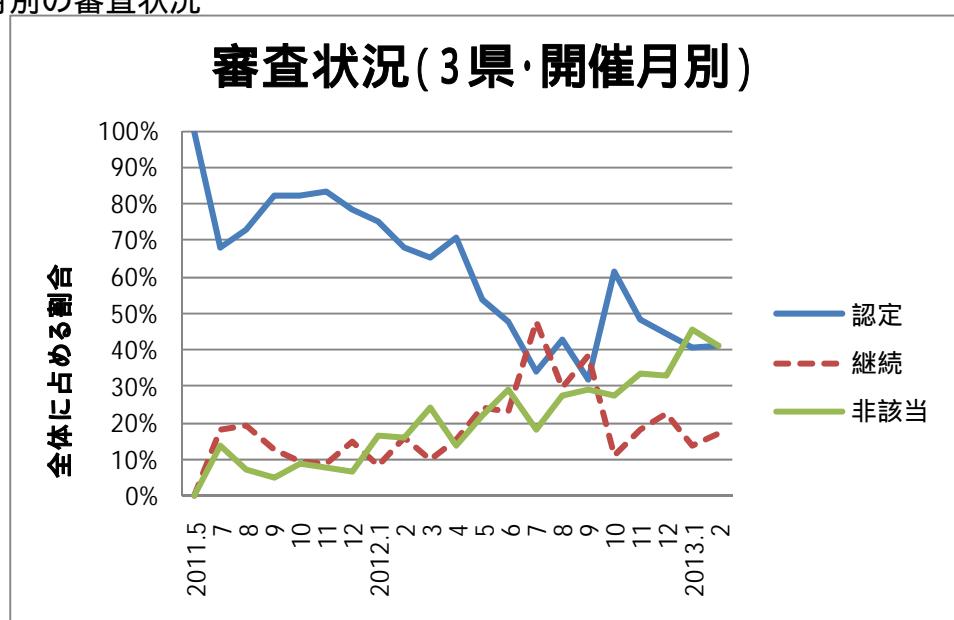
	認定	非該当
岩手	60%	40%
宮城	76%	24%
福島	86%	14%
(双葉地方町村会)	97%	3%
(岩手県委託)	59%	41%
3県全体	78%	22%

【図H-4】

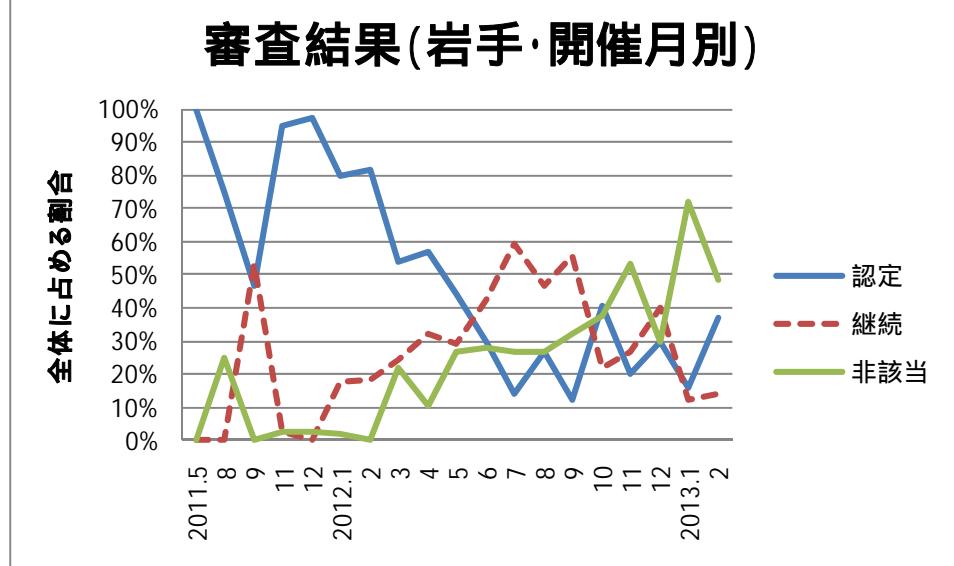


「継続」を除いた、「認定」及び「非該当」についての割合。
【認定or非該当 ÷ (認定 + 非該当)】で算出

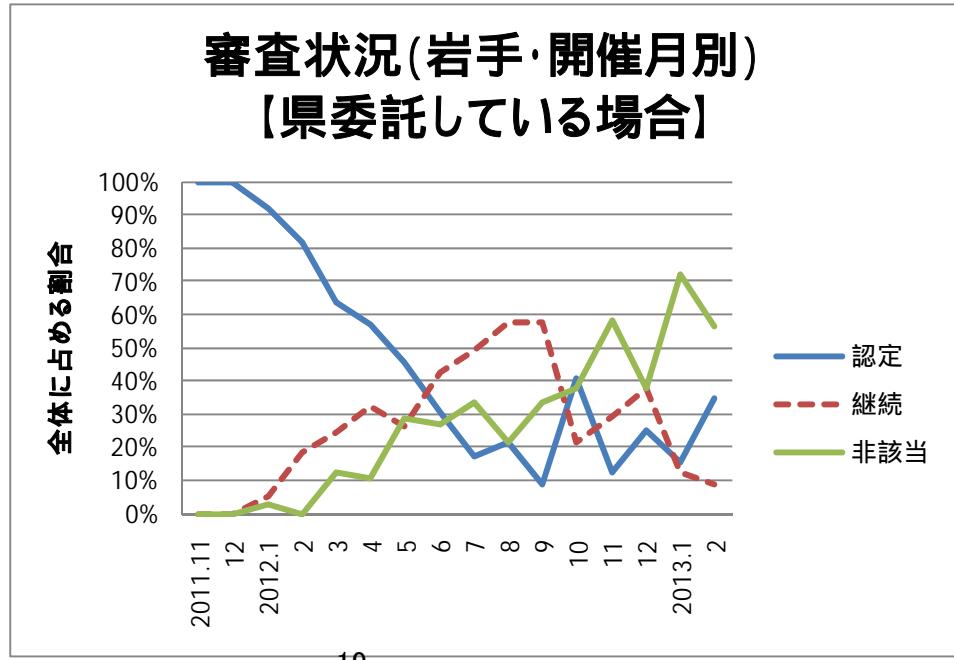
開催月別の審査状況
【図H-5】



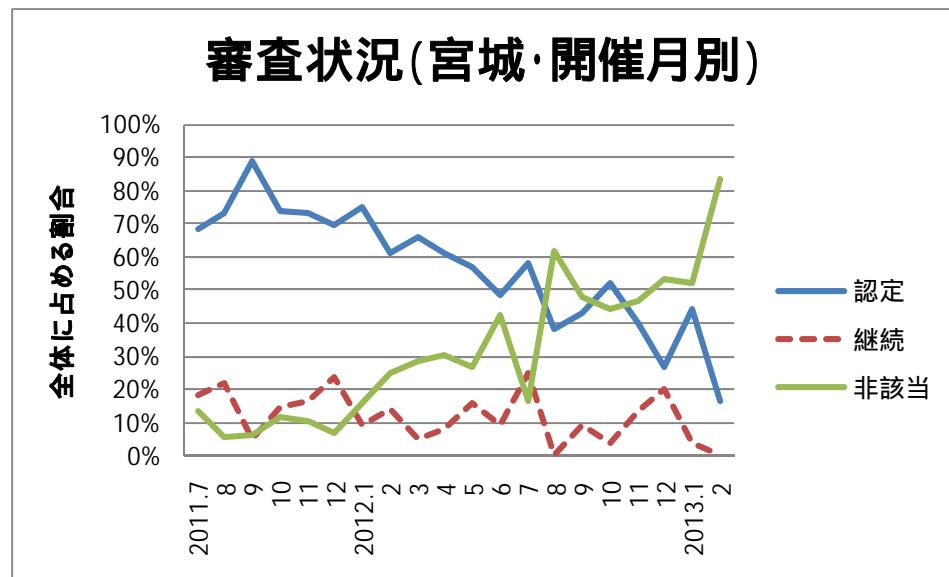
【図H-6】



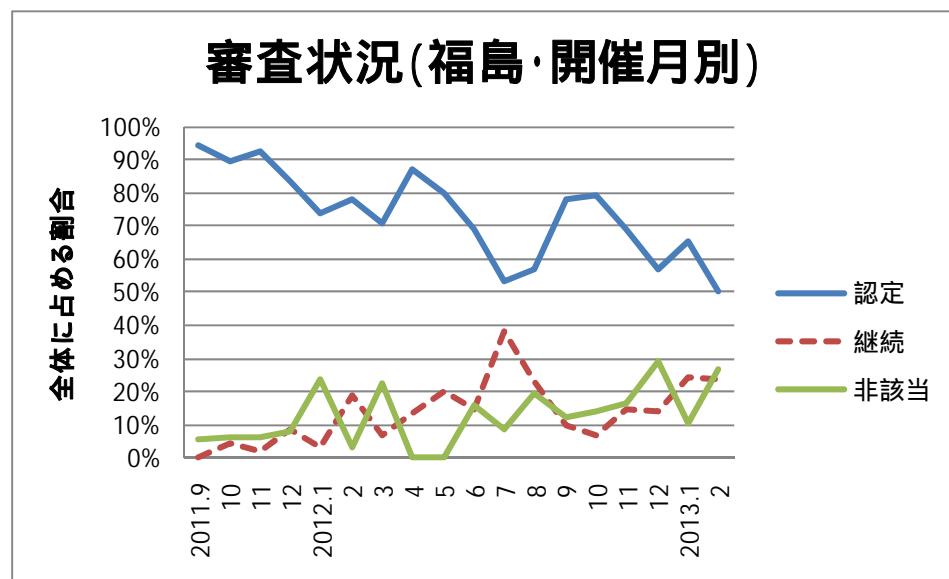
【図H-7】



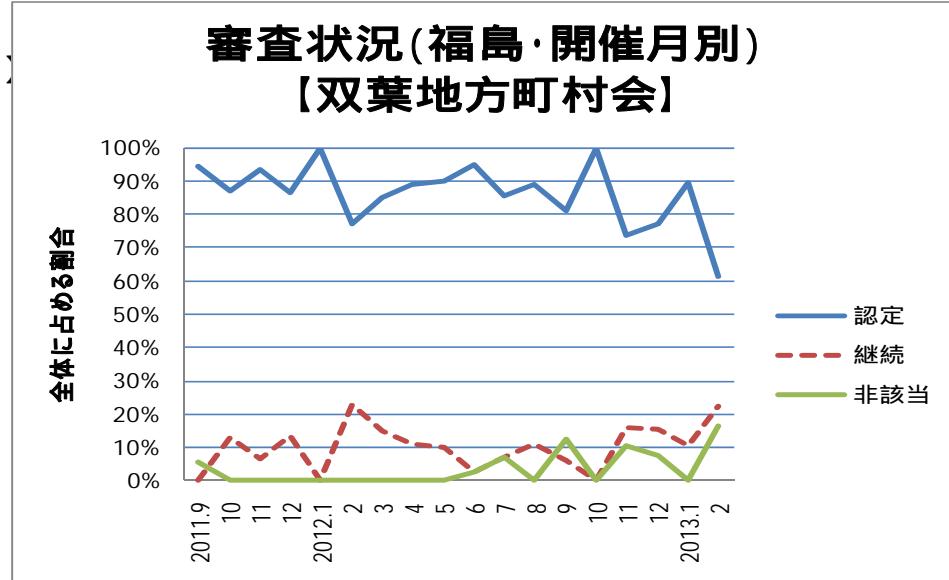
【図H-8】



【図H-9】



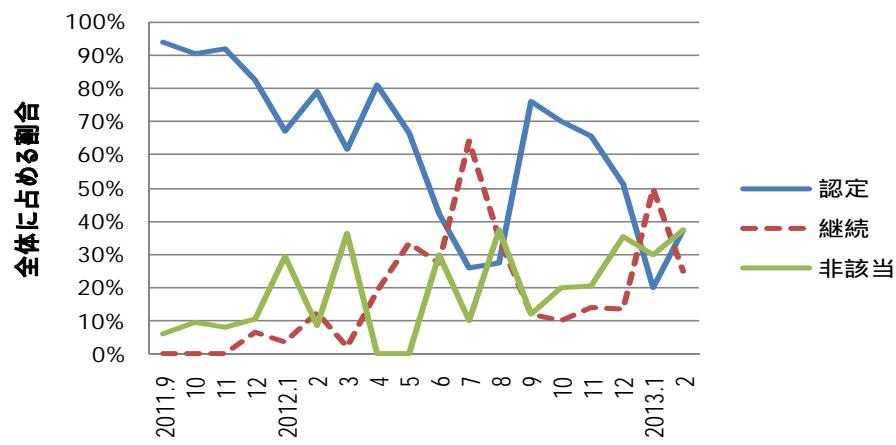
【図H-10】



【図H-11】

- ・福島市
- ・郡山市
- ・いわき市
- ・相馬市
- ・南相馬市
- ・鏡石町

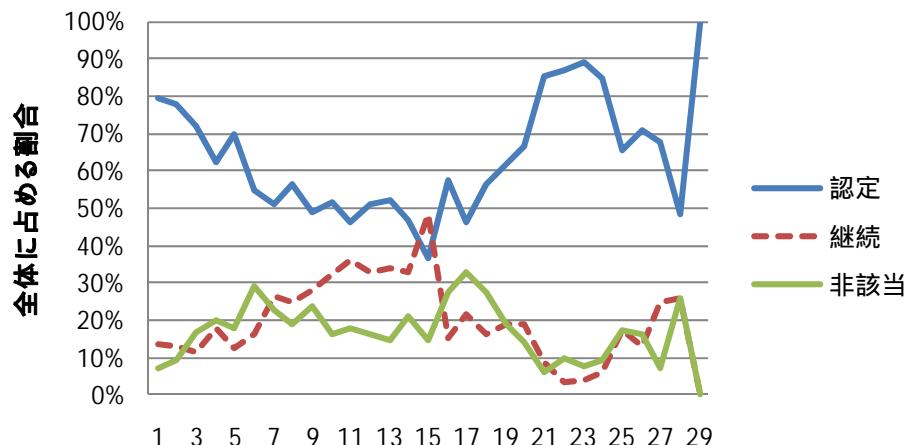
審査状況(福島・開催月別) 【双葉地方町村会以外の自治体】



開催回数別の審査状況

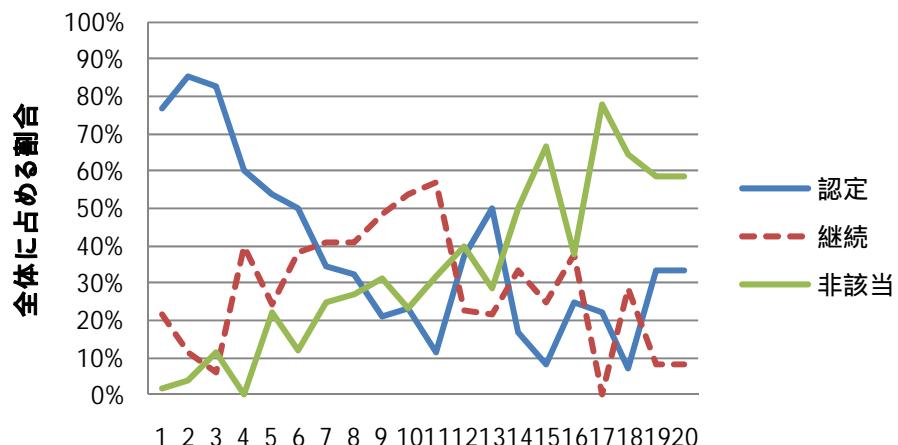
【図H-12】

審査結果(3県・開催回数別)



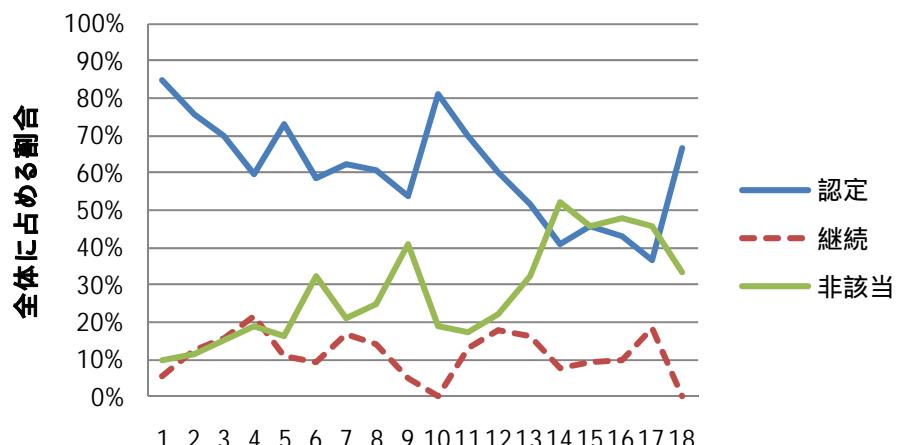
【図H 13】

審査状況(岩手・開催回数別)



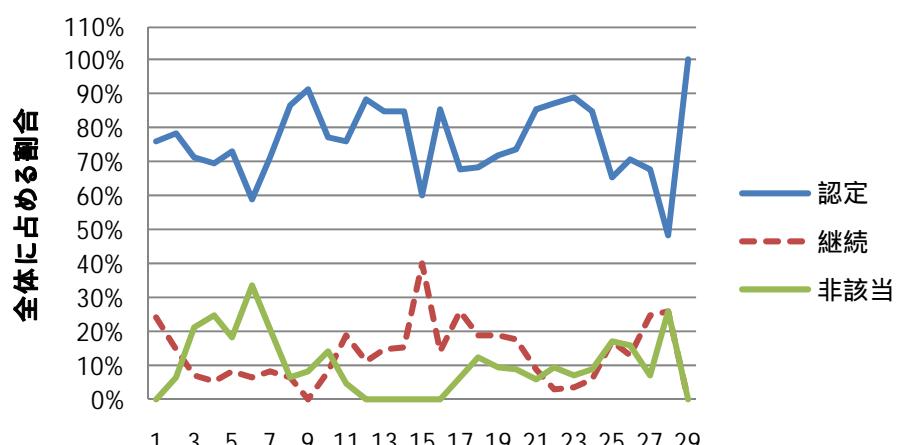
【図H 14】

審査状況(宮城・開催回数別)



【図H 15】

審査状況(福島・開催回数別)



問7 再申請件数 【図I】(有効回答数: 36)

	再申請件数	全申請件数	割合
岩手	7	317	2%
宮城	28	714	4%
福島	51	622	8%
3県全体	93	1653	6%

再申請件数及び全申請件数の両方の記載が揃わない回答は無効とした。

問8 異議申立件数 【図J】(有効回答数: 35)

	異議申立件数	全非該当件数	割合
岩手	14	129	11%
宮城	19	243	8%
福島	5	89	6%
3県全体	38	402	9%

異議申立件数及び全非該当件数の両方の記載が揃わない回答は無効とした。

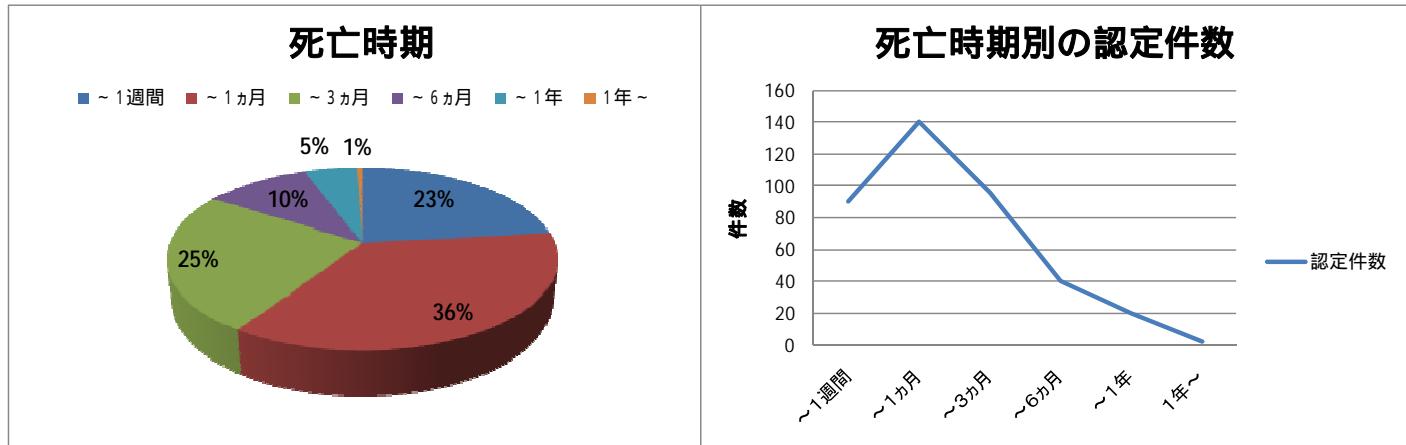
問9 死亡時期 【図K-1】(有効回答数: 8)

	~1週間	~1か月	~3か月	~6か月	~1年	1年~	合計
岩手	29	36	29	17	8	1	120
宮城	60	104	66	21	12	1	264
福島	1	0	1	2	0	0	4
3県全体	90	140	96	40	20	2	388
	23%	36%	25%	10%	5%	1%	

非公表...1自治体

【図K-2】

【図K-3】



第3 審査方法その他について教えて下さい。

問10 各委員の意見が分かれた場合の審査方法 【図L-1】

	多数決	委員長に委ねる	医師の意見を優先	弁護士の意見を優先	学識経験者の中意見を優先	自治体関係者の意見を優先	その他		合計
							全会一致・合議	それ以外	
岩手	1	0	1	0	0	0	6	2(1)	10
宮城	4	1	1	0	0	0	5	4(2)	15
福島	7	1	1	0	0	0	4(3)	0	13
3県全体	12	2	3	0	0	0	15	6	38
	32%	5%	8%	0%	0%	0%	39%	16%	100%

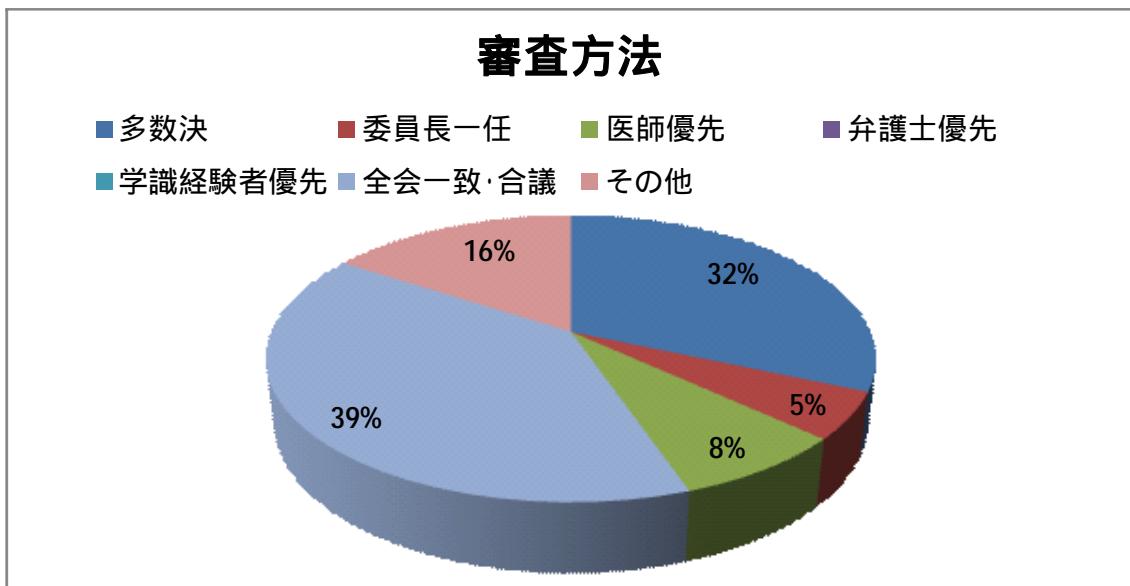
1...県委託2県。

2...「案件により判断」1件、県委託2件、その他1件(仙台市)。

仙台市の回答...「出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」(「災害弔慰金等支給審査会条例」第4条第3項)と定められている。これまでの審査会において委員の意見が分かれる場合は、判断に資する資料かどうか検討し、さらに判断に資する資料の追加提出が必要と認められる場合は継続審議とし、追加調査を行うなど、各委員が納得の上で決定できるよう努めている。実績としては、全委員の協議により全員一致となっている。」

3...「全会一致」2件、「意見がまとまなければ、追加の資料を用意し継続して審議する」1件、「合議による」1件。

【図L-2】



問11 不服申立方法の周知 (図M)

	書面	口頭	その他	周知して いない
岩手	12	1	4(1)	1(2)
宮城	12	2	2(3)	6(4)
福島	10	0	1(5)	1
3県全体	34	3	7	8

1...「決定通知書(不認定通知)に記載」3件,「家庭訪問」1件。

2...「非該当の事例なし」1件。

3...「非該当文書に記載」1件

4...「基準そのものに該当していないため」1件。

5...「決定通知書に記載」1件